

碧労務管理事務所 料金表 【平成29年9月版】

顧問報酬	当事務所	愛知県社労士会
人員数	報酬月額	旧報酬規程
1～9名	15,000	30,000
10～19名	25,000	40,000
20～29名	35,000	50,000
30～49名	45,000	60,000
50～69名	55,000	80,000
70～99名	75,000	100,000
100人以上	応相談	130,000

(注1)人員数は、事業主(常勤役員を含む)と従業員を合わせた数

(注2)パート、アルバイトの人員数は、雇用保険加入義務者は0.8名、それ以外は0.6名として算出
算出した人数に端数が出た場合は切り上げることとする

(注3)健康保険の種類(業種向けの国保加入)や業種によって割増することがあります

■顧問報酬に含まれる業務

顧問報酬とは、社会保険労務士業務のうち、
労働基準法(就業規則、事業付属寄宿舍規則を除く)、
労働者災害補償保険法、雇用保険法(高年齢雇用継続給付、育児介護休業給付及び二事業の給付申請に係る者を除く)、
労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険概算・確定保険料申告を除く)、
労働安全衛生法(許認可申請、設計・作図・強度計算・現場確認などを要するものを除く)、
健康保険法、厚生年金保険法(健保・厚生標準報酬月額算定基礎届及び月額変更届を除く)、
国民年金法の8法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請などの提出代行、
労働社会保険諸法令に関する事項の相談、指導の業務を月を単位として継続的に受託します

◆顧問報酬とは別にかかる主な費用

人員数	労働保険年度更新業務	社会保険算定基礎業務
1～9名	15,000	15,000
10～19名	25,000	25,000
20～29名	35,000	35,000
30～49名	45,000	45,000
50～69名	55,000	55,000
70～99名	75,000	75,000
100人以上	応相談	応相談

◆その他顧問報酬とは別にかかる主な業務

就業規則の新規作成	200,000～	別途見積もり
就業規則の見直し	30,000～	別途見積もり
労働基準監督署の調査立会	30,000～	別途見積もり
年金事務所の調査立会	30,000～	別途見積もり
求人票の新規作成	1件30,000	
求人票の新規作成(高卒用)	1件30,000	
労働保険の新規加入	30,000～	別途見積もり
社会保険の新規加入	30,000～	別途見積もり
36協定(特別条項付)	30,000	2019年4月以降
給与計算業務	別紙参照	別途見積もり
助成金申請	受給金額の20%～	別途見積もり
従業員へ直接対応	月額顧問料20%増	別途見積もり

(注4)金額はすべて税抜きとなっています。別途消費税がかかります

(注5)上記内容を基本としておりますが、受託範囲、契約形態等を考慮して別途お見積りします

碧労務管理事務所 給与計算料金表 【平成29年9月版】

給与計算報酬	当事務所	愛知県社労士会
人員数	報酬月額	旧報酬規程
1～9名	15,000	基本月額20,000
10～19名	25,000	5名以上は1名増すごとに 1,000円を加算する
20～29名	35,000	
30～49名	45,000	賞与計算は1回につき、上 記の給与計算と同様の計 算による額とする
50～69名	55,000	
70～99名	75,000	
100人以上	応相談	

(注1)人員数は、事業主(常勤役員を含む)と従業員を合わせた数

(注2)パート、アルバイトの人員数は、雇用保険加入義務者は0.8名、それ以外は0.6名として算出
算出した人数に端数が出た場合は切り上げることとする

■給与計算報酬に含まれる主な業務

タイムカード等からの勤怠集計
給与計算(残業代、社会保険料、税金等の計算)
勤怠支給控除一覧表の作成
振込金額一覧表、金種一覧表の発行
給与明細書の発行
賃金台帳(年度別など各形式)

- ・各種資料は、紙資料、データ資料(PDF)等でお渡しします
- ・資料はMykomonのクラウドサービスを利用し、いつでも確認できるよう保存します
- ・勤怠集計を会社のほうでやっていただく場合は、月額報酬を10%減額します

■給与計算報酬とは別にかかる主な費用

- (1)賞与計算(賞与金額の試算、賞与計算・明細等資料の発行)・・・賞与計算は給与計算報酬の1ヶ月分です
- (2)退職金計算(退職金金額の試算、退職金計算・明細等資料の発行)・・・1名5,000円
- (3)市県民税の納付書の金額記入(1市町村500円)、その他異動の手続き(1件3,000円)
- (4)振込依頼書の作成、銀行等への振込依頼作業等は、別途費用が掛かります

■給与計算報酬が割増になるケース

(1)給与締切日から支払日までの間が15日間以上を基本として料金設定していますので、15日未満の場合は、割増対象となります。

例、月末締切、翌月10日支払のケース 報酬10%増し

(2)年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等の長期休暇期間中と、給与締切日と支払日のスケジュール期間が重なる場合、報酬25%増し

(注3)金額はすべて税抜きとなっています。別途消費税がかかります

(注4)上記内容に明記されていない事項については、協議の上決定します

(注5)上記内容を基本としておりますが、受託範囲、契約形態等を考慮して別途お見積りします

碧労務管理事務所 顧問+給与セット料金表【平成29年9月版】

顧問+給与 人員数	当事務所		
	顧問+給与	セット報酬	割引率
1～9名	15,000+15,000	22,500	25%
10～19名	25,000+25,000	37,500	25%
20～29名	35,000+35,000	52,500	25%
30～49名	45,000+45,000	67,500	25%
50～69名	55,000+55,000	82,500	25%
70～99名	75,000+75,000	112,500	25%
100人以上	応相談	応相談	

(注1)人員数は、事業主(常勤役員を含む)と従業員を合わせた数

(注2)パート、アルバイトの人員数は、雇用保険加入義務者は0.8名、それ以外は0.6名として算出
算出した人数に端数が出た場合は切り上げることとする

■顧問報酬に含まれる業務
顧問報酬とは、社会保険労務士業務のうち、 労働基準法(就業規則、事業付属寄宿舍規則を除く)、 労働者災害補償保険法、雇用保険法(高年齢雇用継続給付、育児介護休業給付及び二事業の給付申請に係る者を除く)、 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険概算・確定保険料申告を除く)、 労働安全衛生法(許認可申請、設計・作図・強度計算・現場確認などを要するものを除く)、 健康保険法、厚生年金保険法(健保・厚年標準報酬月額算定基礎届及び月額変更届を除く)、 国民年金法の8法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請などの提出代行、 労働社会保険諸法令に関する事項の相談、指導の業務を月を単位として継続的に受託します

■給与計算報酬に含まれる主な業務
タイムカード等からの勤怠集計 給与計算(残業代、社会保険料、税金等の計算) 勤怠支給控除一覧表の作成 振込金額一覧表、金種一覧表の発行 給与明細書の発行 賃金台帳(年度別など各形式)
<ul style="list-style-type: none"> 各種資料は、紙資料、データ資料(PDF)等でお渡しします 資料はMykomonのクラウドサービスを利用し、いつでも確認できるよう保存します 勤怠集計を会社のほうでやっていただく場合は、月額報酬を10%減額します

■給与計算報酬とは別にかかる主な費用
(1)賞与計算(賞与金額の試算、賞与計算・明細等資料の発行)・・・賞与計算は給与計算報酬の1ヶ月分です (2)退職金計算(退職金金額の試算、退職金計算・明細等資料の発行)・・・1名5,000円 (3)市県民税の納付書の金額記入(1市町村500円)、その他異動の手続き(1件3,000円) (4)振込依頼書の作成、銀行等への振込依頼作業等は、別途費用が掛かります

■給与計算報酬が割増になるケース
(1)給与締切日から支払日までの間が15日間以上を基本として料金設定していますので、15日未満の場合は、割増対象となります。 例、月末締切、翌月10日支払のケース 報酬10%増し (2)年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等の長期休暇期間中と、給与締切日と支払日のスケジュール期間が重なる場合、報酬25%増し

(注3)金額はすべて税抜きとなっています。別途消費税がかかります

(注4)上記内容に明記されていない事項については、協議の上決定します

(注5)上記内容を基本としておりますが、受託範囲、契約形態等を考慮して別途お見積りします

碧労務管理事務所 就業規則作成料金表 【平成29年9月版】

	C	B	A	S
料金(顧問先以外)	150,000	200,000	300,000	500,000
料金(顧問先)	100,000	150,000	200,000	300,000
就業規則本則	○	○	○	○
賃金規程		○	○	○
退職金規程				○
育児介護休業規程			○	○
パート用就業規則			○	○
嘱託用就業規則			○	○
マイカー通勤規程				△
慶弔見舞金規程				△
特定個人情報取扱規程				△
ソーシャルメディア管理規程				△
出張旅費規程				△
セクハラ防止規程				△
パワハラ防止規程				△
その他各種規程				△

(注1) △・・・オプション

(注2) Sプランは、△オプション規程から5規程以内で自由に選択できます

(注3) 規程の追加は、1規程50,000円となります

就業規則の見直し・変更	
法律改正	50,000～
労働条件変更	50,000～
全面的な見直し	通常作成料金
一部条文の変更	30,000～
一部条文の追加	30,000～
規程の追加	50,000～
定期点検(年1回)	50,000

作成スケジュール(新規作成Bプランの場合)	
第1回	現状のヒアリング
第2回	就業規則本則規程案の内容確認
第3回	賃金規程他規程案の内容確認
第4回	修正案の就業規則本則の内容確認
第5回	修正案の賃金規程他の内容確認
第6階	完成品の納品
第7回	労働基準監督署への提出、社内設置

(注1) 状況によりませんが、第1回ヒアリングから第7回労働基準監督署へ提出までの2か月から4か月程度のお時間をいただいております